

横浜市立入船小学校いじめ防止基本方針

平成27年2月 策定

1. いじめ防止に向けた学校の考え方

①いじめの定義

法第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

②いじめ防止等に向けての基本理念

全ての子どもは、かけがえのない存在であり、社会の宝である。子どもが健やかに成長していくことは、いつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。

子どもは、人と人との関わり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見する。互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。しかし、ひとたび子どもの生活の場に、他者を排除するような雰囲気形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。子どもにとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。

2. 「学校いじめ防止対策委員会」の設置

①委員会の構成員

「いじめ防止対策委員会」は、校長が招集し、構成員は次の者とする。学校長、副校長、主幹教諭、養護教諭、教務主任、児童支援専任、特別支援コーディネーター、児童指導部、学年主任。いじめの疑いがある、あるいは認められる場合は、関係児童の担任、また、校長は必要に応じて心理や福祉等の専門家の参加を求める。

②委員会の運営

「学校いじめ防止対策委員会」を常設し、月1回以上定期的に開催する。また、いじめの疑いがあった段階で、直ちに「学校いじめ防止対策委員会」を開催する。

校長等の責任者は、学校としての組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。

③委員会の活動内容

●未然防止

- ・いじめ未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり
- ・学校いじめ防止対策委員会の存在及び活動を児童及び保護者に周知

●早期発見・事案対応

- ・いじめの相談、通報窓口の設置
- ・いじめの早期発見、事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収録と記録、共有
- ・いじめ（「疑い」を含む。）を察知した場合には、情報の迅速な共有、関係児童に対するアンケート調査、聞き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断
- ・いじめを受けた児童に対する支援、いじめを行った児童に対する指導の体制、対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施

●取組の検証

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成、実行、検証、修正
- ・学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修の企画と計画的な実施
- ・学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検と学校いじめ防止基本方針の見直し（PDCAサイクルの実行を含む。）

3. いじめの未然防止、早期発見・事案対処

①いじめの未然防止

いじめはどの子にも起こり得るという事実を踏まえ、以下の取組を行う。

- ・教科領域の中で、豊かな心の育成のため、互いに自分の考えを言い合える、友達の考えを聞き合える、認め合えるよう、授業改善に努める。
- ・たてわり活動や委員会活動、クラブ活動、学級での清掃活動や係活動など学校生活全般を通じて、思いやりの心を育てるとともに、自己有用感を高められるようにする。
- ・人権教育、道徳教育を推進し、他者を思いやる気持ちを育成する。
- ・「子どもの社会的スキル横浜プログラム」を有効に活用し、子ども同士のつながりを強化する。

②いじめの早期発見

いじめは大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、些細な兆候であっても、いじめの疑いをもって、いじめを積極的に認知するため、以下の取組を行う。

- ・いじめの定義理解を含む教職員への研修
- ・いじめを見逃さない教職員の見守り体制づくり（情報共有の推進）
- ・定期的なアンケート、いじめ解決一斉キャンペーンの実施
- ・定期的な教育相談の実施
- ・インターネットを通じたいじめへの対処及び情報モラル教育の推進
- ・保護者、地域、関係機関と連携

③いじめに対する措置

いじめの疑いがあった段階で、情報共有と組織的対応、支援・指導が必要という認識のもと、教職員は些細な兆候や懸念、児童からの訴えを抱え込まず、又は対応不要であると個人で判断せず、直ちに全て学校いじめ防止対策委員会に報告・相談し、学校として組織的な対応を行う。

- ・いじめ防止対策委員会での情報共有、対応方針決定、記録
- ・被害児童及び保護者への支援、加害児童及び保護者への指導、支援
- ・保護者の協力、警察署等関係機関との連携

④いじめの解消

いじめの解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- ・いじめの行為が少なくとも3ヶ月（目安）止んでいること
- ・いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと

⑤教職員への研修

児童の心理や行為・行動の背後にある子ども同士の人間関係をとらえる教職員の能力を高める実践的な研修、法の確実な運用を行うための研修を行う。

- ・「子どもの社会的スキル横浜プログラム」の効果的な活用の仕方
- ・事例検討研修
- ・YPアセスメントとその活用の仕方
- ・児童理解研修

⑥学校運営協議会等の活用

「学校運営協議会」や「中学校区学校・家庭・地域連携事業」等を活用し、いじめの問題や学校が抱える課題等を保護者、地域と共有し、連携・協働して取り組む。

⑦年間計画（令和6年度）

| | |
|-----|---|
| 4月 | 年間計画作成と重点指導内容等の確認 申し送り事項の確認 児童の実態把握 入船スタンダードの確認 地域訪問 |
| 5月 | 児童の実態把握 YPアセスメント実施① 学校説明会での方針の発信 「いじめ早期発見のための生活アンケート」実施（記名式アンケート・教育相談） |
| 6月 | 児童の実態把握 サイバー教室 学校運営協議会 |
| 7月 | 児童の実態把握 個人面談 横浜子ども会議 |
| 8月 | 児童の実態把握 事例検討研修 横浜子ども会議 |
| 9月 | 児童の実態把握 「子どもの社会的スキル横浜プログラム」活用研修 |
| 10月 | 児童の実態把握 児童理解研修 |
| 11月 | 児童の実態把握 いじめ解決一斉キャンペーン（無記名式アンケート教育相談） |
| 12月 | 児童の実態把握 個人面談 人権週間での取組 |
| 1月 | 児童の実態把握 YPアセスメント実施② |
| 2月 | 児童の実態把握 取組の振り返り |
| 3月 | 児童の実態把握 新年度への引継ぎ |
| 年間 | いじめ防止対策委員会（月1回、随時） カウンセラーによる相談 |

4. 重大事態への対処

・重大事態の定義

いじめ防止対策推進法第28条第1項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（同項第1号）、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（同項第2号）とされている。

・発生時の報告

重大事態と思われる案件が発生した場合は、直ちに教育委員会に報告する。

・調査・報告

対策委員会を中核として、直ちに対処するとともに、再発防止も視点においた調査を実施する。さらに、その調査結果を教育委員会に報告する。

・児童、保護者への報告

いじめを受けた児童及びその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係を適宜適切に報告する。

5. いじめ防止対策の点検・見直し

学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う（PDCAサイクル）。必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じる。

平成27年 2月
 平成28年 2月
 平成29年 2月
 平成30年 2月26日改定
 平成31年 2月
 令和 2年 2月

令和 3年 3月
令和 4年 3月25日改定
令和 5年 3月30日改定
令和 6年 3月25日改定